

平成 30 年度 第 1 回岐阜市公営企業経営審議会議事録（概要）

日 時 平成 30 年 8 月 29 日（水） 午後 1 時 30 分～

場 所 市庁舎本庁舎 4 階 第 4-1 会議室

議 事

- ・会長及び副会長の選任

報 告

- ・岐阜市の上下水道事業の概要について
- ・岐阜市上下水道事業中期経営プランの進捗状況等について
- ・直接投入型ディスポーザーについて
- ・公営企業会計について
- ・平成 29 年度岐阜市上下水道事業の決算状況
- ・下水道受益者負担金前納報奨金について

出席委員

大野 一生 委員、國井 忠男 委員、郷 英明 委員、原 菜穂子 委員、西川 弘 委員
木村 隆之 委員、武藤 豪 委員、山田 英治 委員、服部 学 委員、 瀬瀬 晴美 委員
河野 美佐子 委員、柴田 甫彦 委員、白木 由香委員、濱島 陽子委員

欠席委員

近藤 隆郎 委員

～議事～

会長及び副会長の選任

事務局)

会長、副会長の選任についてお諮りいたします。いかかがでしょうか。

A委員)

事務局一任でしょうか。

事務局)

事務局一任ということによろしいでしょうか。

一同)
異議なし

事務局)

それでは、事務局案としまして、会長は岐阜経済大学名誉教授の木村隆之委員、副会長には岐阜商工会議所の山田英治委員にお願いしたいと存じます。いかがでしょうか。

一同)
異議なし

事務局)

ご異議もございませんので、会長を木村委員に、副会長を山田委員にお願いいたします。

～資料説明～

岐阜市の上下水道事業の概要について
岐阜市上下水道事業中期経営プランの進捗状況等について

会長)

それでは只今の説明、報告につきまして、ご質問がございましたらご発言ください。

A委員)

資料 2-3 のりん回収について、上手く運営ができていないという状況の中で、今後の改善策は。

事務局)

処理灰需要が無くなりつつある状況が平成 27 年度から発生し、昨年度後半から産業廃棄物として処分を始めており、現在も継続している。

処分方法としては、セメントとして再生利用する他に、牛舎の敷材として利用する方法での処理を始めたところ。これらは我々がお金を払って産業廃棄物として処分するものであり、以前のように、有価物として処理灰を売却するための営業活動は現在も継続しており、今後も継続していく。重金属を除却するようなものとして使えないかという話も少し持ち上がっているが、研究段階。

一方、この施設自体をどうしていくのかについて、担当者レベルで研究を始めており、各事業体で実施している事業を調査して、可能性を探っている。水素、固形燃料、消化ガス等様々な手法があるが、イニシャルコストも当然ながら、維持メンテナンス費用もかかるとい

うことも分かってきており、またそれを実現するための敷地の問題もある。我々が今持っている環境に果たして適合するかということも含めて検証を始めているところ。

りん回収施設自体も稼働後 8 年が経過していることから、施設の老朽化も始まっており、能力も低下することが予想される。それに応じた生産になっていくということも踏まえて、今後どうするかについて中長期的な検討を具体的に始めているところ。

A 委員)

汚泥処理の関係はレンガも含めて、何かを作り出して売ろうとするといったことに行政は長けてないこともあって、りん回収について言えば、肥料として売るなら、例えば JA とタイアップするなども考えられ、実施していることもあるかもしれないが、上手く売れないという状況である。

また、施設自体についても高額な投資をして造ったものでも、年々、老朽化していくのは当然であり、ある程度短期的に将来の見通しをつけないと、下水料金にも影響する。長期と言わないで、短期的にしっかりと見直しをして、きっちりと運営をしていただくよう要望しておく。

事務局)

再生利用することを前提としつつも、この施設をいつまで使うのか、また機能の劣化に伴う減産の代替として、産廃として処分するのかということを含め、中長期的な視点と短期的な視点の両面から検討に入っている。できるだけ市民の下水料金の負担にならないようなことを考え始めている。新しい汚泥の再生利用の取組についてはかなりイニシャルコストが掛かることが分かってきているので、その辺りも含めて、今、苦慮しているところ。将来的には下水料金の改定の議論もあるので、近々に考えをまとめていきたい。

会長)

この話題については、これまでもかなりシビアに議論してきた。

B 委員)

資料 2-2 の有収率の状況と目標が出ているが、有収率が平成 28 年から平成 29 年に低下している。予算を組んで事業を実施して、低下しているということは、今後、具体的にどういう計画で目標を達成していくのか。

事務局)

有収率の向上については、昨年度、改善対策検討会議という会議を開催し、東京都等での経験のある方を招いて、意見を聞いた。

これまで我々は、老朽管の布設替や小ブロック化と言ってある程度の区域で区切って、そ

の部分の有収率が見えるようにし、ブロックで区切ったところの水圧を必要に応じて出来るだけ下げていくというような調整、その他にも漏水調査を実施してきたが、有識者の話の中で、これらの取組は間違っていないということを伺うことが出来た。

また、東京都も過去、有収率が低かったが、高度成長期を通じて、それを改善していったということを知り、有収率改善には特効薬はないが、地道にやはり取り組んでいくことによって、一時的に下がるときはあっても、長い目で見ると向上していくとの言葉がいただけたので、我々は今、老朽管の布設替を更新率1%を超える予算を組んで進めており、徐々に向上していくものと考えている。

かつて簡易水道であった区域は、ビニル管が非常に多く布設されており、ビニル管は古くなると漏水が多くなるため、昨年度も旧簡易水道区域を中心に、布設替えに取り組んでおり、有収率にして12ポイント程度上昇したエリアもあることから、ビニル管の布設替えは非常に効果があると思っている。

ただし、元々有収率が良い地域でも、そもそもビニル管が多く、順番に漏水が増えてくるということもあり、岐阜市全体で見るとどうしても下がるというようなこともあり、0.4ポイント下がったということは事実。様々な要因が複合して、こういう結果に至ったと考えているが、いずれにしても、更新率1%の布設替えというのを堅持しながら、取り組んでいくということに尽きると考えている。

B委員)

岐阜市の水道水は全国的に見て安いですが、有収率は他の事業者と比べて10何%も悪いと以前聞いたが、有収率が良いところとの差は根本的な配管によるものなのか。

事務局)

元々簡易水道であった区域は管が細く、ビニル管が非常に多く使われており、それが40年以上経つことによって、漏水がかなりひどくなっている状況。岐阜市はビニル管が非常に多く、約半分程度あり、他都市と比べて率が非常に高い。現在、ビニル管の布設替えを進めているが、そうした特性が影響している。

A委員)

有収率の全国平均はどの程度か。かつては、岐阜市の有収率が60%代だったこともあり、68とか70台に上がってきて、良くなってきたという印象もあるが、中核市等との比較でどの程度なのか。

B委員)

かなり低い方ではないか。

事務局)

平成 27 年度時点の全国平均は 90%であり、比較すると低い水準にある。ただし、地理的条件が似ている近隣の市と比較すると近い数字であると把握している。

先程、申し上げたとおり、簡易水道時代に塩化ビニル管を多用しており、それによる漏水が直接的な原因ではないかと今のところ考えている。和歌山市は中核市で我々と同じような数値だったが、小ブロック化をして、その布設替えを集中して行った結果、80%を超えるところまで数値を上げたと聞いており、また、東京都でも、有収率を 80%から 97%程度に上げるのに、50 年から 60 年位かかったということを知っている。

我々の場合、老朽化が進む中、布設替えをしていくため、劇的に効果が表れるということでは確約できないが、一方で、本市の過去の傾向を見ても、やはり更新率を上げていくことで、結果的に有収率も上がっていくということが見て取れるので、そこは地道に取り組んでいきたいと考えている。

効果が出てくるのは先になるかもしれないが、今、我々が取り組んでいることは方向としては間違っていないと考えているので、ご理解いただきたい。

A 委員)

ビニル管の布設替えに対して、国から補助はないのか。地震等の災害で脆弱なビニル管は破断する可能性が高いので、国はそれへの対策として、補助等は設けていないのか。

各水道事業者が布設替えをどんどん進めていくと、水道料金を上げる必要が生じる。水道の利用が増えればそれだけ収入も増えるが、利用はほぼ横ばいの中、布設替えを進めていくと、水道料金に跳ね返ってくる。それらを踏まえて、制度がないのであれば、国へ要望する必要もある。

事務局)

国の補助は口径が 300mm 以上ある基幹管路に限られるため、水道協会等を通じて、それ以外の管についても何とか補助を付けていただけないかという要望を実施している。

一昨年からは、基幹管路に関する補助が設けられたところであり、今後、要望を地道にしっかりと行っていきたいと考えている。

また今、委員の指摘の中にあつたように、布設替えを行うことについて、財源の制約はあり、無制限に行えるものではない。前回平成 26 年 10 月に料金改定を行った際に、この審議会の場でも議論していただいたが、大体 24 億から 25 億円程度の投資額を目途として計画的に実施している状況。

会長)

要するに水道管の老朽化並びに脆弱な水道管の存在ということが、漏水、有収率の低さの一番の原因、最大の原因であるという認識は間違いないか。

事務局)

はい。

会長)

そうだとすると、先程から説明されているとおり、更新率を上げていくということが、早期に有収率を改善する一番の、基本的な道であるという筋道で、その際に、料金の問題とリンクをしてくると、というような認識でよいでしょうかということ。これは皆さんに議論していただかないと。

会長)

りん回収事業で、料金に出来るだけ影響を及ぼさない改善策を考えているという説明があったが、現時点で案等があれば聞かせてほしい。

事務局)

技術研究会というのを立ち上げて、技術的な部分も含めて検討していく段階であるが、方向性としては、りん回収を継続せざるを得ないかと考えている。

一方で、今のスケールのまま事業を継続するというよりも、施設の機能劣化に伴う減産が予想される中、その代替策として一部産廃化して処分を行うという方向までは今考えているが、更に他に合理的、あるいは画期的な手法がないかについて、検討している段階。

会長)

前の審議会でも問題になったが、りん回収事業はいわば環境の保全に繋がるテーマであるため、これをひとり上下水道事業部の責任にのみ帰しているのかという議論が審議会の中でもあった。これからこの事業を有意義なものとして継続していく上では、上下水道事業部だけの責任ではなくて、市全体の責任として、そういう観点からも少しあり方を検討していく必要があるんじゃないかというような議論が、前回の審議会でも出されてきた。そういう問題意識、テーマというものがあるということを少し認識していただきたい。

～資料説明～

直接投入型ディスポーザーについて

A委員)

ごみ減量の事業を行っている自然共生部との関連はあるのか。

事務局)

自然共生部ではコンポストでの生ごみ堆肥化事業を行っている。お客様に処理方法を選択していただけるサービスの提供ということを考えており、当部ができることとしてはディスポーザーという選択肢である。

A委員)

事業の主な目的というのは生ごみの減量なのか。ごみ減量に取り組むに当たって企業会計である上下水道事業部だけで取り組むのは大変であろうと思う。例えばディスポーザー利用によって生ごみが減れば、ごみの焼却炉の負担が減り、耐用年数が延びることになる。環境の問題なので、部局間で連携する必要があるのでは。

事務局)

当部としてはディスポーザー利用料金による収益で、利用者が下水に流した生ごみの厨芥を処理している。またもう一つのメリットとして、前の議題でも説明したりん回収事業を行うに当たり、生ごみはりんを含むため、資源の循環という意義がある。

A委員)

端的にいうと、ディスポーザーにより生ごみが減り、一般会計の負担が減るのであれば、一般会計から上下水道事業部の企業会計に繰入ができないかということ。ディスポーザーにより下水道事業に負担がかかると下水料金に反映されてしまうおそれがあるため、こういったことを提案している。また別の場でお話しさせていただくことになると思うが、他部局との連携について検討しておいてほしい。

事務局)

一般会計からの繰入れはない。次回、過去の経緯や当部として取り組む意味合い等を併せて報告できるようにさせていただく。

会長)

ちなみに、個人が設置するときの費用はどれ位か。

事務局)

1台当たり11万から17万円程度。加えて毎月の、上下水道事業部へのディスポーザー料金の支払が必要。

事務局)

国のディスポーザーに関する考えの発端というのは、リサイクルという観点があったのだと思う。企業会計と一般会計の整理というのは今後ずっと付きまとう話なので、その点に

についても次回お話しさせていただきたい。

C委員)

生ごみを焼却して処理するコストと、ディスポーザーによって下水に流して処理するコストはどう違ってくるのか。例えば、岐阜市全戸がディスポーザーを設置したような場合は。

事務局)

まず管が閉塞する可能性があるため、全戸というのは無理だと思われる。全戸設置という想定でコスト比較がされているかという意見だと思うが、あくまで事業の前段階のモデルとしてやっており、コスト比較はしていない。

C委員)

生ごみとして焼却処理するコストと、下水に流して処理するコストとを比較していないのであれば、この事業を進めていく意義がよく分からない。

事務局)

数値的な比較はしていないが、一般的に、集積場からパッカー車で焼却施設へ輸送する場合と比べて、下水道に流して自然流下により処理場へ運ぶというシステムは、管路の更新という別の問題はあるが、輸送という面に限って言えばコスト的には安価であると思う。当部としては下水道システムに特に問題がないようなら、市民サービスの向上につながるものと考え、導入している。

C委員)

生ごみとして焼却するコストと、ディスポーザーで流した下水を処理するコストを明確に出してもらわないと検討する余地がない。岐阜市は生ごみを雑ごみとして扱っているが、焼却場に持っていくごみはあまり減っておらず、努力不足だと思う。やはりコスト比較をすべきだと思う。

事務局)

事業の発端などを含め、今の意見については次回改めて説明させていただきたい。

～資料説明～

公営企業会計について

～資料説明～

平成29年度岐阜市上下水道事業の決算状況

会長)

ただいまの報告につきまして、質問等はあるか。特に無いようであれば次に移る。

～資料説明～

下水道受益者負担金前納報奨金について

会長)

ただいまの報告について、質問はあるか。

会長)

報告の結論としては下水道受益者負担金の見直しを検討しているということでもいいか。

事務局)

そうである。交付率について検証中なので、次回改定交付率を示したいと考えている。

会長)

今の交付率は。下げる見込みか。

事務局)

現在の交付率は8%。下げる方向でいる。例えば受益者負担金が1億円あれば、800万円を前納報奨金として予算化し交付しているが、その額を下げたいと考えている。

A委員)

平成31年度、下水が整備される予定の市街化調整区域内の団地について、対象になるのか。

事務局)

下水道受益者負担金の賦課対象にはなる。平成31年度に整備される団地は、平成32年度に負担金を賦課する。審議会での議論を経て交付率を下げることになれば、改定後の率で前納報奨金が交付されることになる。

会長)

他にないか。

D委員)

受益者負担金の賦課条件について、市街化調整区域は異なるということだが、具体的に教えてほしい。

事務局)

市街化区域では、基本的に全ての土地について賦課をする。対して市街化調整区域については住宅や排水施設を備えた建物がある場合だけ賦課対象になるのが大きな違いである。具体的には、市街化調整区域の空き地や駐車場は賦課対象から外れる。

A委員)

住宅ということか。

事務局)

事務所などの建物で、我々の調査で排水設備があることがわかれば、下水道に接続していただきたい建物があるということで、賦課対象となる。駐車場や空き地は汚水が発生する施設がないので対象から外れる。なお団地については、団地住民の意見を聞いて下水道が布設されるため、駐車場や空き地であっても賦課対象となる。

会長)

その他にはないか。なければ本日の議論は以上とする。